

# 認定技能評価 Q & A

- 1 認定制度
- 2 新規認定
- 3 変更承認
- 4 合格証明
- 5 実施計画

愛知県 産業労働部 労政局 産業人材育成課

平成 31 年 2 月

## 認定制度 Q & A

	質問	回答
1	愛知県技能評価認定制度とはどのようなものか。	国家技能検定制度にない職務分野、あるいは各企業のノウハウに係わる領域についてのモノづくり技能を評価し、モノづくり技能の振興を図るための本県独自の制度です。
2	この社内検定に携わる者を「あいちの名工」等に推薦する場合、愛知県認定の検定員や指導員として調書に記載してよいか。	検定員個人を認定しているわけではなく、あくまでもその社内検定が愛知県の認定技能評価であるかどうかを認定する制度であるため、調書に記載いただくことはできません。
3	外注先の社員に県認定の社内検定を受けさせてもよいか。	事業主がその雇用労働者以外の下請け企業、系列企業等の関連企業の労働者を含めて受検者としても、それが営利を目的としていない限り差し支えありません。ただし、合格証明は、認定を受けた本社の代表者名で発行することになります。

## 新規認定 Q & A

	質問	回答
1	新規認定はいつ申請すればよいか。	新規認定は運営会議に諮る必要があり、年2回、例年、夏（8～9月）、冬（1～2月）に開催しています。新規認定の場合は遅くとも申請書類を揃えて3～4か月前までに相談してください。
2	新規認定から承認までに必要な期間はどのくらいか。	新規の場合、申請から承認までは概ね5～6か月が目安ですが、社内検定を現在実施していない場合は、こういった技能を評価するためにどのような試験を行うのかを新規に立ち上げることになるので、もう少し時間を要する可能性があります。
3	技能検定に似た職種は申請可能か。	県では企業が実施する社内検定のうち技能検定にない職種について承認しています。技能検定と作業が異なるのであれば、似ていても認定対象となり得ます。
4	他社が認定を受けている試験と同内容の社内検定を申請することは可能か。	他社が認定を受けている試験と同内容の申請を行い、運営会議に諮り、新規認定を受けることは可能です。
5	上級・中級はどのようなレベル設定か。	上級は技能検定1級相当、中級は技能検定2級相当を想定しています。
6	試験は学科と実技と両方必要か。	両方とも必要。ただ、実技については、判断等試験などのペーパー試験の形をとることも可能です。
7	試験問題及び時間の基準があるか。	実技試験については、1課題以上、2時間以上 学科試験については、60課題以上、2時間以上 を目安としています。

## 新規認定 Q & A

	質問	回答
8	<p>実技試験について、製作だけだと30分と短くなってしまいが、試験時間についての制約はあるか。</p>	<p>実技試験は、1課題以上、2時間以上を目安としていますが、認定されたものには時間が長いものも短いものもあるので、必要な時間を設定すれば結構です。ただ、最低でも1時間程度で設定されている現状です。1時間の試験とするため、時間が余るようであれば、事前準備や、不良品の判別なども試験項目に入れるなど検討してはいかがでしょうか。</p>
9	<p>他社が認定を受けている試験と同じような内容だと認定されないのか。</p>	<p>会社ごとで申請いただくため、他社が実施している社内検定と類似していても認定に影響はありません。</p>
10	<p>社内検定は2工場での実技試験を行いたい。2つの工場では、試験に使用する機械の生産能力に差があるが、問題ないか。なお、機械には大きさの違いこそあれ、操作方法や作業手順は同じ。</p>	<p>作業手順などに差異がなく、実技試験の問題に影響がないならば、機械の大きさの違いは問題ありません。</p>

## 変更承認Q & A

	質問	回答
1	実技試験の変更で運営会議に諮るのは、どのような場合か。	判定する技能の内容などが変わる場合は、内容を個別に判断して運営会議にかけるかどうかを決めます。大幅に変わるのでなければ、申請のみで処理します。例えば、操作に使う機械の更新、生産する製品の変更は申請で処理。
2	学科試験の変更で運営会議に諮るのは、どのような場合か。	問題を追加する場合は、変更申請を要しますが、基本的に運営会議にはかけません。
3	技術の進歩に伴い、実技試験の1作業が不要となっているため、試験からその作業を外し、試験時間を短くすることは可能か。	実技試験の本質に影響するものではないため、技術の進歩に伴う作業の廃止は可能です。

## 合格証明 Q & A

	質問	回答
1	<p>企業の合格証明の日付が3月中であり、県の認定日付も同じ日に合わせて3月中とした場合、合格証書の印刷立会や発行は翌年度4月に行うことができるか。</p>	<p>県の証明日より前に、合格証書に公印を印刷する必要があるため、不可能です。なお、企業の合格証明の日付と県の証明日付は異なってもよく、年度をまたいでも差し支えありません。</p>
2	<p>従業員が合格証書を紛失したので再発行してほしい。</p>	<p>合格証明は、社内検定に合格したという代表者が発行した証書に、愛知県が認定した検定ですという証明をするものであって、合格証明の権限は試験の実施主体である企業側にあるため、再発行はできません。制度にも再発行の手続きは定められていません。</p>
3	<p>社内検定の賞状の枚数が多い場合は、どうすればいいか。</p>	<p>賞状枚数が概ね100枚超の場合は、知事印の押印は、合格証明の印刷時に、県職員の立会いのもと公印刷込みで対応しています。</p>
4	<p>社内技能検定の合格証明で旧姓使用を認めることについての可否を確認したい。職場での名刺が旧姓使用可能としているため、合格証明も旧姓を希望する者が現れる可能性があるため、県の認定技能評価における制度上の問題があれば教えてほしい。</p>	<p>合格証明は社内での評価にのみ使用するものであるため、会社が認めるのであれば、旧姓使用して差し支えないと考えます。</p>
5	<p>実技試験の認定基準にトータルの基準の他に各課題別の基準を設定している場合、様式第5号別紙の合格者名簿はその結果を記載する形式ではないので報告の必要はないか。</p>	<p>合格者名簿の様式は記載例なので、トータルの基準の他に各課題別の基準を設けていけば、その結果も記載し報告していただく必要があります。</p>

## 実施計画 Q & A

	質問	回答
1	試験の年間の回数に制限はあるか。	特にありません。年度の初めに実施計画として提出してもらえば結構です。
2	実施計画書の提出については、認定を受けた代表者名ではなく、人材育成担当部署長の名で提出してもよいか。	実施計画書は、認定を受けた代表者名で提出する必要があります。